

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員のさらなる処遇改善を図るため、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。この加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

介護職員特定処遇改善加算 算定要件

- 1, 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 2, 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- 3, 賃上げ以外の処遇改善の取組について「見える化」を行っていること
「見える化」要件とは、介護サービス情報公表制度や事業所のホームページ等を活用して、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載することにより、外部から見える形で公表することです。以上の要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を下記のとおり公表いたします。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）について、以下のとおり公表します。

【職場環境要件】

・入職促進に向けた取組

- 1, 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- 2, 他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 3, 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

・資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 1, 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- 2, 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

・両立支援・多様な働き方の推進

- 1, 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
- 2, 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- 3, 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- 4, 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

・腰痛を含む心身の健康管理

- 1, 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- 2, 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

・生産性向上のための業務改善の取組

- 1, タブレット端末等の ICT 活用や介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- 2, 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- 3, 5S 活動（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

・やりがい・働きがいの醸成

- 1, 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施